

# フードバンク 寄付農産物等運送緊急支援事業費補助金交付要綱

令和5年12月28日付け農流第379号農政部長通知

## (総則)

第1条 フードバンク団体等の経済的負担が増加している状況を踏まえ、県は、フードバンク団体等の経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内で、フードバンク 寄付農産物等運送緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 農林漁業者、農林漁業者団体、農林漁業関連事業者等をいう。
- (2) 農産物等 農産物（きのこ類等特用林産物を含む。）、畜産物及び水産物であって、有効活用を図るべきもの並びにその加工品をいう。
- (3) フードバンク団体等 フードバンク活動又はフードパントリー活動を実施する団体をいう。

## (補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、企業、一般家庭等から無償で食料の提供を受け、これを生活困窮者等に対し無償で提供する活動とする。

2 補助金の交付の対象となる期間及び経費、補助率並びに補助金の額は、知事が別に定める。

## (補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、フードバンク団体等であって、補助金の交付の申請をする日において次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 岐阜県内でフードバンク活動又はフードパントリー活動の実績を有していること。
- (2) 岐阜県内に住所又は所在地を有する特定非営利活動法人、社会福祉法人、一般社団法人、任意団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがあるものに限る。）その他知事が認める者であること。
- (3) 活動状況を明らかにした書類、帳簿等の整備がされており、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 農産物等の取扱いがあること。
- (5) フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（農林水産省公表資料）に基づく又は準じた取扱いを行っている、又は行う見込みがあること。

## (欠格事由)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称

を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）

- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等
- (9) 県の他の給付金、補助金、助成金等において、無資格受給又は不正受給を行った者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨、目的等に照らし適当でないと思事判断する者

（補助金の交付申請）

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金の交付申請期間は、知事が別に定める。

（補助金の交付決定通知）

第7条 規則第7条の規定による補助金の交付決定通知は、別記第2号様式により行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

- 2 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
  - (1) 交付金額の増又は30%を超える交付金額の減
  - (2) 事業実施主体の変更
- 3 規則第6条第2号及び第3号の規定により、補助対象事業の内容の変更又は補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとする場合の様式は、別記第3号様式とする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

（実績報告）

第10条 実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第4号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、知事が別に定める。

(額の確定通知)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、別記第5号様式により行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により補助金の交付請求を行うものとする。

- (1) 補助金交付請求 別記第6号様式
- (2) 補助金概算払請求 別記第7号様式

(暴力団の排除)

第13条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第5条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第5条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第14条 規則第22条に規定する知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以降5年間とする。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の住所又は所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の職氏名

年度フードバンク寄付農産物等運送緊急支援事業費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 実施計画書（別紙1）
  - (2) 宣誓・同意書（別紙2）
  - (3) 定款、組織及び運営についての規約等

担当者職 氏名	
TEL	
FAX	
e-mail	

年 月 日

様

岐阜県知事

年度フードバンク寄付農産物等運送緊急支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、標記補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合における補助対象事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 2 補助対象事業に要する経費の配分及び配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書に記載されているとおりとする。
- 3 補助事業者は、岐阜県補助金等交付規則、フードバンク寄付農産物等運送緊急支援事業費補助金交付要綱及びフードバンク寄付農産物等運送緊急支援事業費補助金交付細則に従わなければならない。
- 4 補助対象事業者は、前記3に掲げる条件のほか、次の条件に従わなければならない。
  - (1) 補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
  - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。また、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の住所又は所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の職氏名

年度フードバンク 寄付農産物等運送緊急支援事業費補助金 変更  
中止 承認申請書  
廃止

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった標記事業の実施については、

変更  
下記のとおり 中止 したいので、関係書類を添えて申請します。  
廃止

記

- 1 事業名
- 2 変更（中止・廃止）の内容及び理由
- 3 添付書類  
実施計画書（別紙1）※変更の場合のみ

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の住所又は所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の職氏名

年度フードバンク寄付農産物等運送緊急支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の で交付決定のあった標記補助金について、下記  
のとおり関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 事業名

2 事業実績額 金 円

3 添付書類

- (1) 実績報告書（別紙1）
- (2) 知事が定める書類

発行責任者 氏名	
担当者職 氏名	
TEL	

第5号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

岐阜県知事

年度フードバンク寄付農産物等運送緊急支援事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付けで交付決定した標記補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第14条の規定により、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円



年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の住所又は所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の職氏名

年度フードバンク寄付農産物等運送緊急支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の で交付決定のあった標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先金融機関及び本（支）店名
- 3 預金種別
- 4 口座番号
- 5 口座名義（フリガナ）

発行責任者 氏名	
担当者職 氏名	
TEL	

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の住所又は所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の職氏名

年度フードバンク寄付農産物等運送緊急支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号の で交付決定のあった標記補助金を概算払によつて交付を受けたいので、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付済額 金 円
- 3 今回請求額 金 円
- 4 振込先金融機関及び本（支）店名
- 5 預金種別
- 6 口座番号
- 7 口座名義（フリガナ）

発行責任者 氏名	
担当者職 氏名	
TEL	

(別紙1)

フードバンク 寄付農産物等運送緊急支援事業費補助金 (実施計画・実績報告) 書

1 事業実施主体

団体等名及び 代表者の職氏名	
住所又は所在地	

2 団体概要

団体の設立年月日	
フードバンク活動等開始年月	
活動内容	<input type="checkbox"/> フードバンク <input type="checkbox"/> フードパントリー
主な取扱品	
取扱いのある農産物等	
寄付を受ける農業者等	
雇用人数 (契約社員・パートタイ マー・アルバイトを含む。)	
加入ボランティア人数	

3 事業内容等 ※1

(1) 食料支援のうち配送件数 \_\_\_\_\_ 件

(2) 食料寄付のうち集荷件数 \_\_\_\_\_ 件

(3) 配送・集荷にかかる運送距離合計 \_\_\_\_\_ (km)・・・A

4 事業費及びその内訳 ※2

総事業費	負担区分	
	県補助金	自己負担
円	円	円

※1 実施計画時は、事業完了までの見込みを記入する。

※2 補助金の額は「 $A \div 1.2 \times 37.9$ 」で計算し、1円未満を切り捨てた額とする。

(別紙2)

岐阜県知事 様

宣誓・同意書

フードバンク寄付農産物等運送緊急支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付を受けるに当たり、次の1から3までのいずれにも宣誓し、次の4及び5のいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、本補助金の交付を受けていない場合は本補助金の交付を受けることを辞退し、既に本補助金の交付を受けていた場合は速やかに岐阜県に返還するとともに、加算金の支払に応じます。

- 1 本補助金の交付要綱第3条から第5条までに定める交付要件を満たしていること。
- 2 本補助金の交付を受けるに当たり提出する書類の内容、情報及び資料に虚偽のないこと。
- 3 本補助金の支払根拠となる証拠書類など添付書類の原本を書面又は電磁的記録等により、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以降5年間保存すること。
- 4 岐阜県から申請内容並びに審査に関する調査、報告及び是正のための依頼、措置等の求めがあった場合は、これに応じること。
- 5 岐阜県の求めに応じて、上記3で保存している情報を速やかに提出すること。

【署名欄】 署名年月日 年 月 日

住所又は所在地

---

団体名

---

代表者の氏名（自署又は記名押印）

---